

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（イ）－①の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（イ）－①の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（売上関連）

【認定要件】

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であって、最近3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している中小企業者。

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近3か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③前年3か月間の売上の分かるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など）
- ④直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近3か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③前年3か月間の売上の分かるもの（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など）
- ④現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑤直近の決算書の写し
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（イ）－②の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（イ）－②の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（売上関連）

【認定要件】

営んでいる複数の事業のうち、主たる事業が属する細分類業種が指定業種であって、主たる業種及び企業全体の双方について、それぞれの最近3か月間の売上高等が前年同期に比して、ともに5%以上減少している中小企業者。

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②主たる業種及び全体の最近3か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③主たる業種及び全体の前年3か月間の売上の分かるもの
（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など）
- ④直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②主たる業種及び全体の最近3か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③主たる業種及び全体の前年3か月間の売上の分かるもの
（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など）
- ④現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑤直近の決算書の写し
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（イ）－③の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（イ）－③の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（売上関連）

【認定要件】

複数の事業を営んでいる事業者で、その事業のうち1以上の指定業種に属する事業を営んでおり、下記の要件を満たす中小企業者。

- ①指定業種の最近3か月間の売上高等が前年同期比で減少等している。
- ②最近3か月間の前年同期の企業全体の売上高等に対して、①の減少額の割合が5%以上。
- ③企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。

- ※ 指定業種が複数ある場合は、合算した値でも可能(業種別で数字を出す必要はない)。
- ※ 複数ある指定業種のうち、増加している指定業種は①の減少額等には含めない。
(純粹に減少している指定業種の売上高等だけを見る)

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②減少している指定業種及び全体の最近3か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③減少している指定業種及び全体の前年3か月間の売上の分かるもの
（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など）
- ④直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②減少している指定業種及び全体の最近3か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③減少している指定業種及び全体の前年3か月間の売上の分かるもの
（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など）
- ④現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑤直近の決算書の写し
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（イ）－④の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（イ）－④の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（売上関連）

【認定要件】

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であって、最近1か月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる中小企業者。

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近1か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③前年3か月間の売上の分かるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上帳簿など）
- ④直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近1か月間の売上の分かるもの（売上帳簿など）
- ③前年3か月間の売上の分かるもの（法人概況報告書、決算書、売上帳簿など）
- ④現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑤直近の決算書の写し
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）